



介護用品 給付事業のご案内

北谷町では、在宅で要介護高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、紙おむつなどの介護用品と交換できる「介護用品給付券」を交付しています。



給付対象者

＊ 下記の項目全てに該当する方を介護しているご家族

- ☐ 北谷町に住民登録があり、実際に居住している
- ☐ 要介護3、4、5の認定を受け実際に紙おむつを使用している。
- ☐ 在宅で介護を受けている（入院中・施設入所中の方は除く）
- ☐ 生活保護を受給しておらず町税・介護保険料等の滞納がない
- ☐ 介護保険主治医意見書の諸項目（※1または※2）に該当する

※1 「障害高齢者の日常生活自立度」が「B1、B2、C1、C2」のいずれかで、かつ「尿失禁」の項目にチェックがついている方。

※2 「認知症高齢者の日常生活自立度」が「IIIa、IIIb、IV、M」のいずれかで、かつ「尿失禁」の項目にチェックがついている方。

給付内容

月額「7,000円」の給付券を

申請した月の翌月分から当該年度の3月分まで一括交付します。

介護用品給付が決定した方は「北谷町指定ごみ袋（小）」がもらえます。

必要な方は環境衛生係（保健相談センター内：098-982-7033）で手続きをしてください。

申請に必要な書類

＊ 下記の書類をそろえ福祉課窓口へ提出してください

- ① 介護用品給付申請書
- ② ケアプラン（居宅サービス計画書）

※QRコードからも申請できます→



手続きの流れ

01

申請

必要書類をそろえ福祉課窓口へ提出します。



※下記QRコードからも申請できます！

02

決定通知

申請月の翌月に「介護用品給付券」が届きます。



03

店舗へ

有効期間内の「介護用品給付券」を持って店舗へ。



※利用できる店舗一覧は裏面をご覧ください。

04

購入

購入時にレジで「介護用品給付券」を渡してください。



※給付券上部記載の「有効期間」内に利用してください。署名を忘れずに！

北谷町役場 福祉課 〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号

高齢者福祉係 ☎ 098-936-1234

内線（2134、2136）



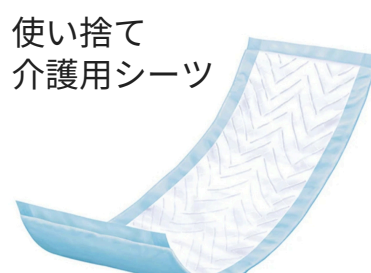
裏面へ

給付券で購入できるもの

※ 対象外の品目を購入した場合は費用を返還していただきますのでご注意ください。

対象となる品目

- ① 紙おむつ
- ② 尿取りパット
- ③ おしり拭き
- ④ 介護用使い捨て手袋
- ⑤ 使い捨て介護用シーツ



利用できる店舗

給付券は下記の指定事業者でご利用いただけます。

- ① イオン北谷店
- ② マツモトキヨシ 北谷はまがわ店
- ③ マツモトキヨシ ハンビタウンー店
- ④ タイヘイ薬品
- ⑤ ドラッグイレブン桑江店
- ⑥ ドラッグストアモリ北谷店

利用上の注意

- ・ 給付券を指定事業者に提出することにより、介護用品の支給を受けることができます。
- ・ 給付額（7,000円）を超えた分は自己負担となります。
- ・ 購入額が給付額（7,000円）未満の場合、翌月へ繰り越すことや、お釣りはできません。
- ・ 有効期間外に使用することはできません。
- ・ 表面記載の「給付対象者」の条件を満たさなくなったときは、速やかに給付券を町へ返還してください。そのまま使用を続けた場合は費用を返還していただきます。